

令 和 年 月 日 執 行
衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙

立候補届出関係諸用紙綴

(候補者届出政党用)

鹿児島県選挙管理委員会

立候補届出用紙一覧表（候補者届出政党用）

番号	用 紙 の 種 別	枚数	備 考
1	政党その他の政治団体の候補者の届出書（政党届出）	3	
2	衆議院議員等の氏名を記載した文書（届出要件確認書）	3	
3	衆議院議員等の承諾書（添付書類1）	3	
4	代表者の宣誓書（添付書類2）	3	
5	政治団体の得票総数を記載した文書（届出要件確認書）	3	
6	法第87条第3項の宣誓書（重複立候補していない宣誓書）	3	
7	候補者となることについての同意書	3	
8	候補者となることができない者でない宣誓書	3	
9	候補者となるべき者の選定手続等文書、宣誓書	3	
10	候補者の通称認定申請	3	
11	通称認定申請の候補者の承諾書	3	
12	出納責任者選任届出書（候補者が届け出ない場合）	2	
13	選挙事務所設置届出書	5	
14	選挙事務所異動届出書	5	
15	公営施設使用の政党演説会開催申出書	10	
16	開票立会人となるべき者の届出書	10	
17	開票立会人となるべき者の承諾書	10	
18	選挙立会人となるべき者の届出書	3	
19	選挙立会人となるべき者の承諾書	3	
20	選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書	3	
21	委任状	2	

候補者届出用紙等の記載上の注意

1 全様式に共通する注意事項

- (1) 黒色又は青色のペン又はボールペンで、明確に楷書で記載すること。
- (2) 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名を記載し、ふりがなをつけること。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用することは差し支えない（例：濱、澤 → 浜、沢）。
- (3) 「住所」は、戸籍謄本・住民票等に記載された公称名を正確に記載すること。
- (4) 印鑑を使用する場合は明確に捺印し、全期間、各書類を通じ同一のものを使用すること。
- (5) 交付したそれぞれの用紙が不足する場合は、適宜コピーして使用すること。

2 候補者届出書(政党届出用)の注意事項

- (1) 「本籍」は、戸籍謄本・住民票等に記載された公称名を正確に記載すること。
- (2) 「生年月日」の（満 歳）内には、選挙期日現在の満年齢を記載すること。
- (3) 「職業」は、なるべく詳細に記載すること（公務員→○○市民生委員）。
- (4) 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載としようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄に「該当」と記載すること。
- (5) 法第86条第5項ただし書の規定により、同項第1号又は令第88条第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」の「備考」にその旨を記載すること。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

政党その他の政治団体に関する事項

	政党その他の政治団体に関する事項										
代表者の氏名	本部の所在地		名ふりがな		（電話）						
	〒										
候補者に関する事項	一のウェブサイト等のアドレス		性別								
			性 別								
職業	生年月日		年月日		(満歳)						
	年		月		日						
選挙		令和年月日執行		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名		衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書		政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者届出要件該当確認書		候補者届出要件該当確認書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書		候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となることの同意書		候補者となることの同意書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となることができない者でない旨の宣誓書		候補者となることができない者でない旨の宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書		候補者となるべき者の選定手續等を記載した文書及び宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
供託証明書		供託証明書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者の戸籍の謄本又は抄本		候補者の戸籍の謄本又は抄本		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
添付書類											
備考											

右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

令和年月日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地在地

備
考

一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。

三 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

四 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄に「該当」と記載しなければならない。

五 法第八十六条第五項ただし書の規定により同項第一号又は令第八十八条第三項第二号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

六 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

政党その他の政治団体に関する事項

	政党その他の政治団体に関する事項										
代表者の氏名	本部の所在地		名ふりがな		（電話）						
	〒										
候補者に関する事項	一のウェブサイト等のアドレス		性別								
			性 別								
職業	生年月日		年月日		(満歳)						
	年		月		日						
選挙		令和年月日執行		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名		衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書		政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者届出要件該当確認書		候補者届出要件該当確認書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書		候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となることの同意書		候補者となることの同意書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となることができない者でない旨の宣誓書		候補者となることができない者でない旨の宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書		候補者となるべき者の選定手續等を記載した文書及び宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
供託証明書		供託証明書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者の戸籍の謄本又は抄本		候補者の戸籍の謄本又は抄本		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
添付書類											
備考											

右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

令和年月日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地在地

備
考

一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。

三 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

四 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄に「該当」と記載しなければならない。

五 法第八十六条第五項ただし書の規定により同項第一号又は令第八十八条第三項第二号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

六 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

政党その他の政治団体に関する事項

	政党その他の政治団体に関する事項										
代表者の氏名	本部の所在地		名ふりがな		（電話）						
	〒										
候補者に関する事項	一のウェブサイト等のアドレス		性別								
			性 別								
職業	生年月日		年月日		(満歳)						
	年		月		日						
選挙		令和年月日執行		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名		衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書		政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者届出要件該当確認書		候補者届出要件該当確認書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書		候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となることの同意書		候補者となることの同意書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となることができない者でない旨の宣誓書		候補者となることができない者でない旨の宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書		候補者となるべき者の選定手續等を記載した文書及び宣誓書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
供託証明書		供託証明書		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
候補者の戸籍の謄本又は抄本		候補者の戸籍の謄本又は抄本		衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区							
添付書類											
備考											

右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

令和年月日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地在地

備
考

一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。

三 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

四 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄に「該当」と記載しなければならない。

五 法第八十六条第五項ただし書の規定により同項第一号又は令第八十八条第三項第二号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

六 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者届出要件該當確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、左記のとおり五人以上有しております。公職選挙法第八十六条第一項第一号に該当するものであります。

令和年月日

政党その他の政治団体の名称

代表者

記

備考一 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

二 令第八十八条の二第一項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。

一 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員
一 又は参議院議員の承諾書（添付書類一）及び令八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができない
一 こととされる者の氏名を記載していないことを政党その他政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類二）を添付しない
一 ければならない。

候補者届出要件該當確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、左記のとおり五人以上有しております。公職選挙法第八十六条第一項第一号に該当するものであります。

令和
年月
日

政党その他の政治団体の名称

代表者

記

備考一 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

二 令第八十八条の二第一項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。

一 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員
一 又は参議院議員の承諾書（添付書類一）及び令八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができない
一 こととされる者の氏名を記載していないことを政党その他政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類二）を添付しない
一 ければならない。

候補者届出要件該當確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、左記のとおり五人以上有しております。公職選挙法第八十六条第一項第一号に該当するものであります。

令和年月日

政党その他の政治団体の名称

代表者

記

備考一 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

二 令第八十八条の二第一項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。

一 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員
一 又は参議院議員の承諾書（添付書類一）及び令八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができない
一 こととされる者の氏名を記載していないことを政党その他政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類二）を添付しない
一 ければならない。

(添付書類一)

承 諾 書

令和 年 月 日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、
党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として候補者届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

令和 年 月 日

衆議院議員（参議院議員）（

選挙区）

氏 名

政党その他の政治団体の名称

代 表 者

殿

備考「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類一)

承 諾 書

令和 年 月 日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、
党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として候補者届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

令和 年 月 日

衆議院議員（参議院議員）（

選挙区）

氏 名

政党その他の政治団体の名称

代 表 者

殿

備考「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類一)

承 諾 書

令和 年 月 日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、
党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として候補者届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

令和 年 月 日

衆議院議員（参議院議員）（

選挙区）

氏 名

政党その他の政治団体の名称

代 表 者

殿

備考「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類二)

宣誓書

令和 年 月 日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、公職選挙法施行令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

(添付書類二)

宣誓書

令和 年 月 日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、公職選挙法施行令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

(添付書類二)

宣誓書

令和 年 月 日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区において、公職選挙法施行令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

候補者（候補者の選定手続）届出要件該当確認書

票であり、年月日執行の選舉における本政党（政治団体）の得票総数は、本政党（政治団体）は、公職選挙法第八十六条第一項第二号に該当するものであります。

令和
年
月
日

政党その他の政治団体の名称

代表者

備考

候補者（候補者の選定手続）届出要件該当確認書

票であり、年月日執行の選舉における本政党（政治団体）の得票総数は、本政党（政治団体）は、公職選挙法第八十六条第一項第二号に該当するものであります。

令和年月日

政党その他の政治団体の名称

代表者

備考

候補者（候補者の選定手続）届出要件該当確認書

票であり、年月日執行の選舉における本政党（政治団体）の得票総数は、本政党（政治団体）は、公職選挙法第八十六条第一項第二号に該当するものであります。

令和
年
月
日

政党その他の政治団体の名称

代表者

備考

宣誓書

本政党（政治団体）は、令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
て、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

宣誓書

本政党（政治団体）は、令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
て、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

宣誓書

本政党（政治団体）は、令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
て、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

候補者となることの同意書

令和 年 月 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

区において、

党（政治団体）の届出に係る候補者となることに同意します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

政党その他の政治団体の名称

代 表 者

殿

候補者となることの同意書

令和 年 月 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

区において、

党（政治団体）の届出に係る候補者となることに同意します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

政党その他の政治団体の名称

代 表 者

殿

候補者となることの同意書

令和 年 月 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

区において、

党（政治団体）の届出に係る候補者となることに同意します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

政党その他の政治団体の名称

代 表 者

殿

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第一区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第一区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第一区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における候補者となるべき者の選定機関 及び選定手続については、左記のとおりです。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区 選挙長

殿

記

候補者となるべき者の選定機関	構成員の選出方法	構成員の数	名稱
候補者となるべき者の選定手続			

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における候補者となるべき者の選定が、右記の選定機関及び選定手続により、令和 年 月 日に

において適正に行われたことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における候補者となるべき者の選定機関 及び選定手続については、左記のとおりです。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区 選挙長

殿

記

候補者となるべき者の選定機関	構成員の選出方法	構成員の数	名稱
候補者となるべき者の選定手続			

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における候補者となるべき者の選定が、右

記の選定機関及び選定手続により、令和 年 月 日に
において適正に行われたことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における候補者となるべき者の選定機関及び選定手続については、左記のとおりです。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区 選挙長

殿

記

候補者となるべき者の選定機関	構成員の選出方法	構成員の数	名稱
候補者となるべき者の選定手続			

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における候補者となるべき者の選定が、右記の選定機関及び選定手続により、令和 年 月 日に

において適正に行われたことを誓います。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者

通称認定申請書

候補者氏名

呼りがな
称

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

区において、公職選挙法施行令第八十

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第
区選挙長

殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

通称認定申請書

候補者氏名

呼りがな
称

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区選挙長

殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

通称認定申請書

候補者氏名

呼りがな
称

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙鹿児島県第 区選挙長

殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

承

諾

書

候補者氏名

呼りがな
称

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第八条第八項の規定により右の呼称を通称として申請することを承諾します。

区において、公職選挙法施行令第八十

令和 年 月 日

住所

氏名

政党その他の政治団体の名称
代表者

殿

承

諾

書

候補者氏名

呼りがな
称

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第八条第八項の規定により右の呼称を通称として申請することを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

政党その他の政治団体の名称
代表者

殿

承
諾
書

候補者氏名

呼りがな
称

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第八条第八項の規定により右の呼称を通称として申請することを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

政党その他の政治団体の名称
代表者

殿

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

届出人等 住 所

氏名(名称)

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	(電話)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	令和 年 月 日
候補者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

備 考

- 1 この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 2 候補者届出政党が届出人の場合は、届出人等の欄は当該政党名を記載すること。
- 3 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 4 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 5 公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

届出人等 住 所

氏名(名称)

出 納 責 任 者 選 任 届

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	(電話)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選 任 年 月 日	令和 年 月 日
候補者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区候補者

備 考

- 1 この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 2 候補者届出政党が届出人の場合は、届出人等の欄は当該政党名を記載すること。
- 3 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 4 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 5 公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党

名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 2 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 政党的代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党

名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 2 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 政党的代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党

名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 2 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 政党的代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党

名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 2 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 政党的代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党

名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

鹿児島県	市	町	番地
	郡	村	
		() 方

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 2 この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 政党的代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党
名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)
連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)

3 異動年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党
名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)
連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)

3 異動年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党
名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)
連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)

3 異動年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党
名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)
連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)

3 異動年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会
委 員 長 殿

候補者届出政党
名 称
所 在 地
代表者氏名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者届出政党の名称

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)
連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 方)

3 異動年月日 令和 年 月 日

4 選挙区名

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長 殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後	午 前後 時 時 分より 分まで

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長 殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後	時 時 分より 分まで

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長 殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後	午 前後 時 時 分より 分まで

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長

殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後 時 時 分より 分まで	

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長 殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後	午 前後 時 時 分より 分まで

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長 殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後	時 時 分より 分まで

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長

殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後 時 時 分より 分まで	

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長 殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後	時 時 分より 分まで

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長

殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後 時 時 分より 分まで	

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委 員 長

殿

申出人等 (候補者届出政党名)

公営施設使用の政党演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により、次のとおり公営施設を使用して政党演説会を開催したいので申し出ます。

候補者届出政党の名称等	選挙別及び所属選挙区	令和 年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区
	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話番号 局 番
使用すべき施設	名 称	
	所 在 地	
開催すべき日時	令和 年 月 日 午 前後 午 前後 時 時 分より 分まで	

備 考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が行う政党演説会の申出書である。
- この申出は、開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 公職選挙法施行令第117条の規定により政党演説会を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、当該政党演説会の施設の使用のために必要な費用をあらかじめ政党演説会の施設の管理者に納付しなければならない。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和 年 月 日執行

立会いすべき開票区

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

政党その他の政治団体の名称

代表者

選挙管理委員会委員長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行うこと。これらたる者の代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示が行われる。行うこと。これらの措置がある場合はこの限り又は提出を行なわない。

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第

ことを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日 生

選挙 令和 年 月 日 執行

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

立会いすべき選挙会

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区選挙会

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区 選挙長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、この限りでない。これら者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を、この限りでない。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日 生

選挙 令和 年 月 日 執行

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

立会いすべき選挙会

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区選挙会

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区 選挙長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、この限りでない。これら者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を、この限りでない。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日 生

選挙 令和 年 月 日 執行

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区

立会いすべき選挙会

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区選挙会

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

政党その他の政治団体の名称

代表者

衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第 区 選挙長

殿

備考

公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、この限りでない。これら者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を、この限りでない。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

承 諾 書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
一区における選挙立会人となるべきことを承諾します。

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

氏名
住所

令和 年 月 日

**承
諾
書**

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
一区における選挙立会人となるべきことを承諾します。

区における選挙立会人となるべき

代表者
政党その他の政治団体の名称

氏名
住所

令和 年 月 日

殿

承 諾 書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の鹿児島県第
一区における選挙立会人となるべきことを承諾します。

代表者
政党その他の政治団体の名称

殿

氏名
住所

令和 年 月 日

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者届出政党

所在地

名 称

代表者

選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書

公職選挙法第142条第2項の規定により、鹿児島県第 区（届出候補者）で発行するビラの証紙の交付申請を行います。

記

1 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

2 ビラの添付（5枚）

3 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

4 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備 考

- この届出書の様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者届出政党

所在地

名 称

代表者

選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書

公職選挙法第142条第2項の規定により、鹿児島県第 区（届出候補者）で発行するビラの証紙の交付申請を行います。

記

1 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

2 ビラの添付（5枚）

3 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

4 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備 考

- この届出書の様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者届出政党

所在地

名 称

代表者

選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書

公職選挙法第142条第2項の規定により、鹿児島県第 区（届出候補者）で発行するビラの証紙の交付申請を行います。

記

1 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）

2 ビラの添付（5枚）

3 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

4 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備 考

- この届出書の様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党用である。
- 政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

委任状

私は、を代理人と定め、
下記事項を委任します。

記

委任事項（）

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

（届出の名義人の署名又は記名押印）

委任状

私は、を代理人と定め、
下記事項を委任します。

記

委任事項（ ）

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

（届出の名義人の署名又は記名押印）

